

喫煙防止教育に関するアンケート調査結果

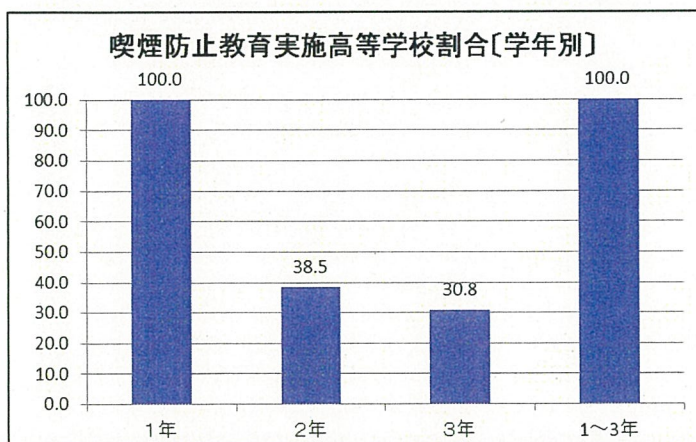
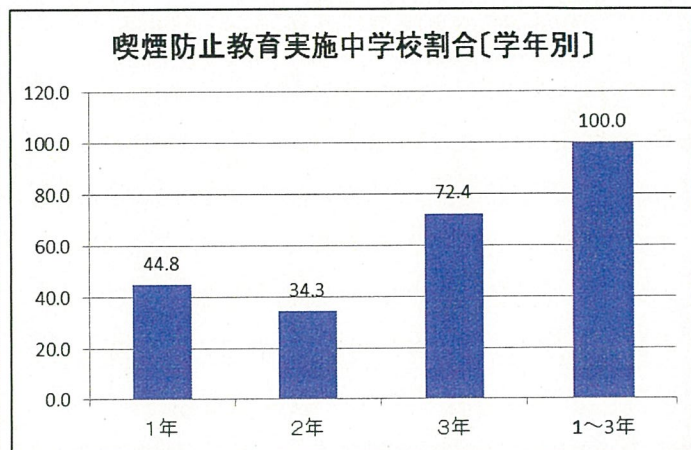
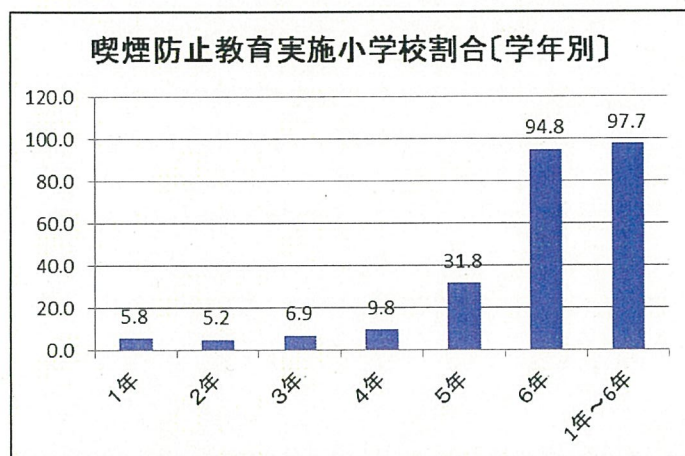
〔回収率〕

小学校：173 / 205 校 (84.4%)

中学校：81 / 105 校 (77.1%)

高校：29 / 40 校 (72.5%)

〔学年別喫煙防止教育の機会〕



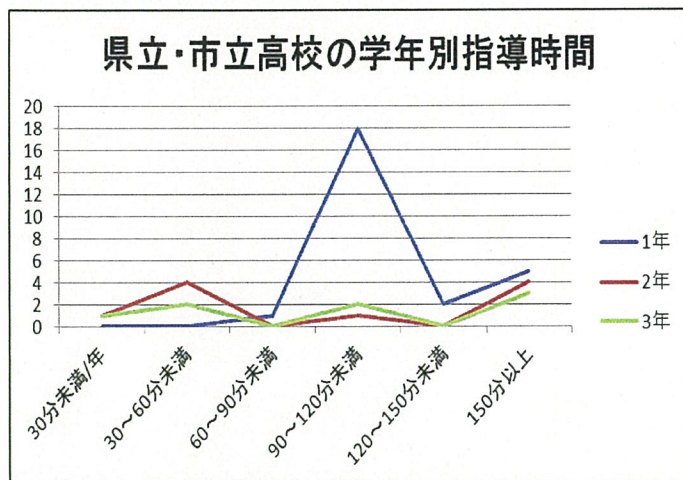
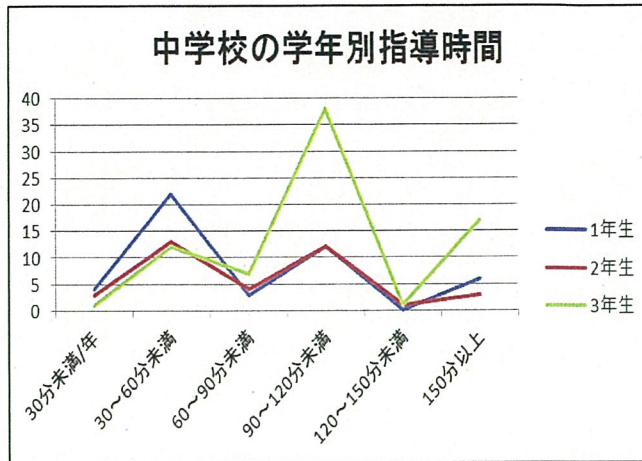
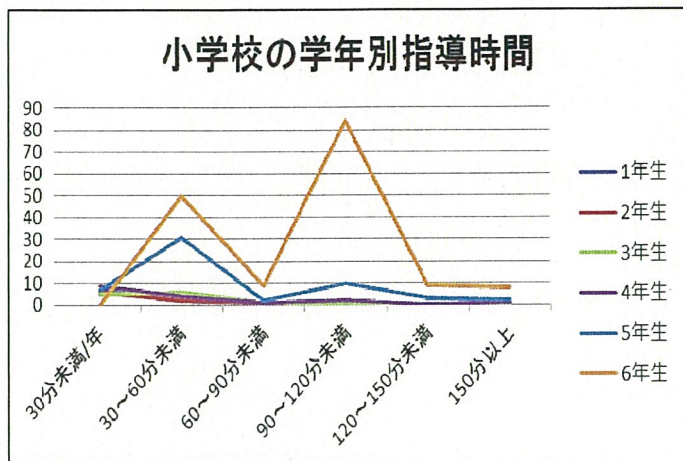
※定時制の高等学校〔4年制〕を除く

【小学校】小学校では、6年生で指導を実施することとなっており、6年生で最も実施率が高く94.8%実施。1～6年生で一学年でも喫煙防止教育を実施している学校は97.7%

【中学校】中学校では3年生で指導を実施することとなっており、3年生が最も実施率が高く72.4%実施。1～3年生で一学年でも喫煙防止教育を実施している学校は100%

【高等学校】高等学校では1年生での実施率が最も高く100%。1～3年生で一学年でも喫煙防止教育を実施している学校は100%

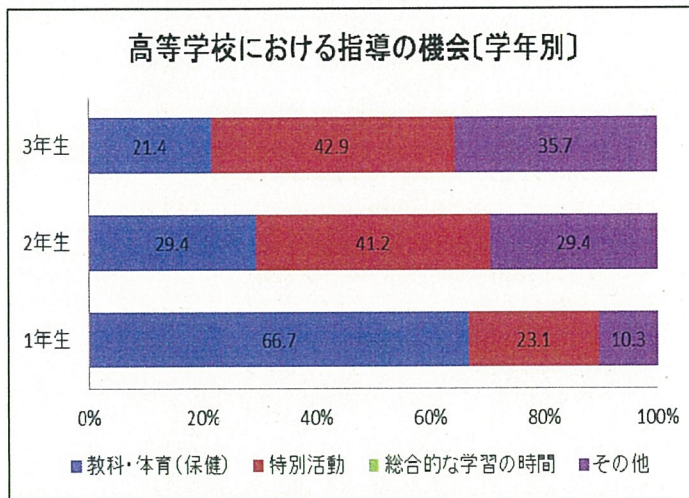
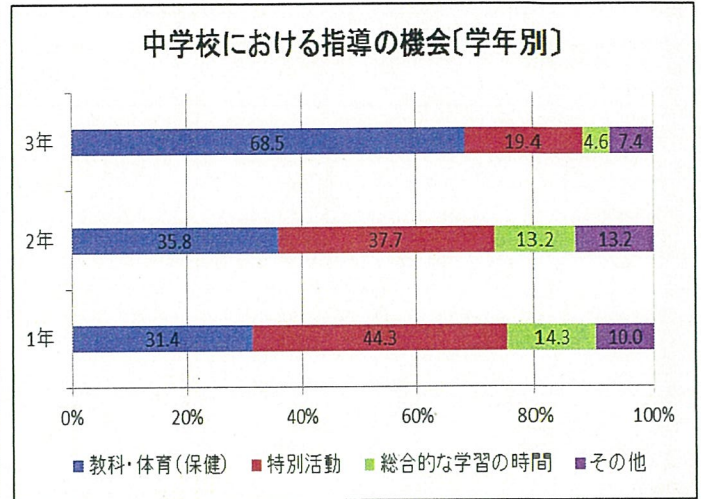
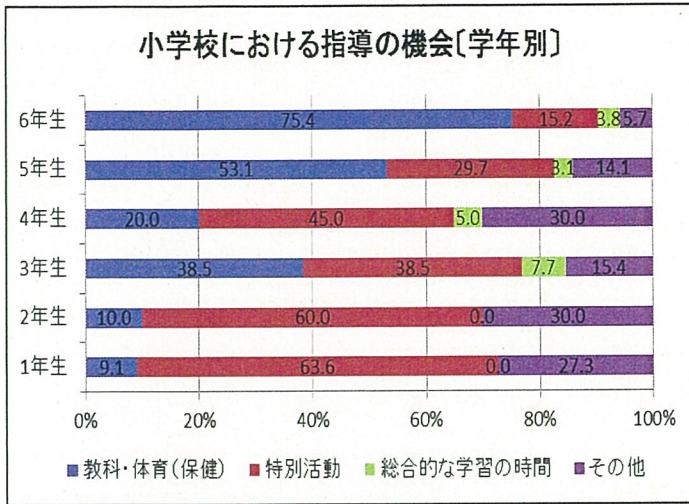
〔喫煙防止教育の指導時間〕



■ 小学校・中学校・高等学校において同様の傾向。

■ 30~60分、90~120分のどちらかでの実施が多く、各学校での実施割合が高い学年では90~120分が多くなっている。

〔喫煙防止教育の指導の機会〕

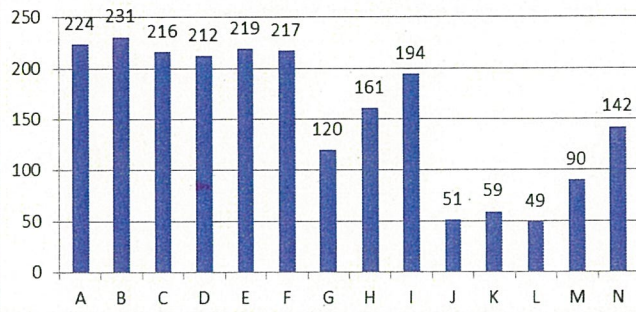


■ 教科・体育(保健)、特別活動での実施が多く、各学校での実施割合の高い学年では教科・体育(保健)での実施が多くなっている。

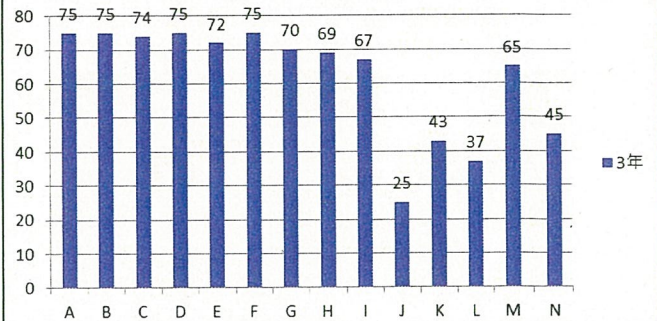
■ その他には、全校集会、文化祭等の学校行事等が含まれる。

〔各学校での指導内容〕

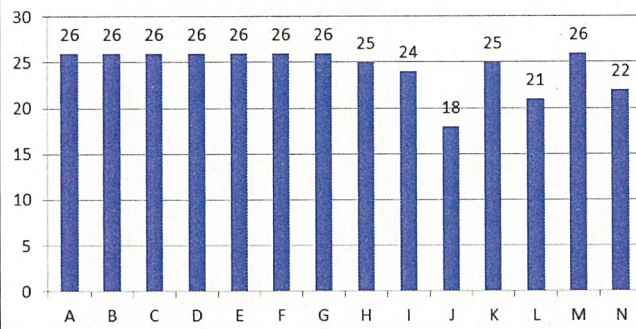
小学校高学年での指導内容



中学校3年生の指導内容



高等学校1年生の指導内容



- A たばこの煙に含まれる有害物質とその作用について
- B たばこを吸うことによる健康への影響について
- C 低年齢から喫煙を始めることによる健康への影響について
- D 未成年者の喫煙が法律で禁止されていることについて
- E ニコチン依存について（一度吸ってしまうとやめることが難しくなる）
- F 受動喫煙の害、影響について
- G 妊娠中・授乳中の喫煙の影響について
- H 喫煙の開始（きっかけ）や継続の要因について
- I たばこを吸うことを誘われたときの対応について
- J 禁煙の治療について
- K たばこの広告とその影響について
- L 日本と海外のたばこの箱の表示について
- M 受動喫煙防止の社会的対応について（健康増進法、路上喫煙防止法など）
- N 家族の健康について（家族へ禁煙を勧めるなど）

■ 小学校で実施が少ない指導内容項目

- 「妊娠中・授乳中の喫煙の影響について」
- 「禁煙の治療について」
- 「たばこの広告とその影響について」
- 「日本と海外のたばこの箱の表示について」
- 「受動喫煙防止の社会的対応について（健康増進法、路上喫煙防止法など）」

■ 中学校で実施が少ない指導内容項目

- 「禁煙の治療について」
- 「たばこの広告とその影響について」
- 「日本と海外のたばこの箱の表示について」

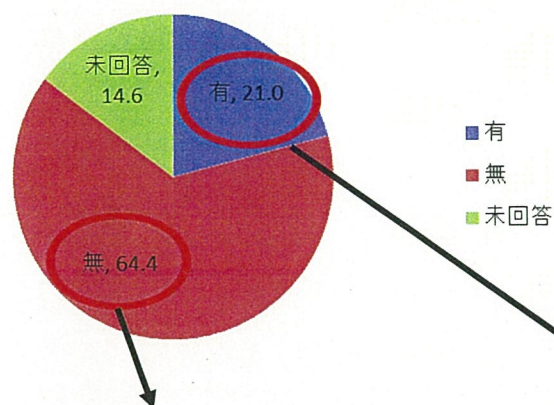
■ 高等学校で実施が少ない指導内容項目

- 「禁煙の治療について」

〔健康課題に関する DVD の利用状況〕

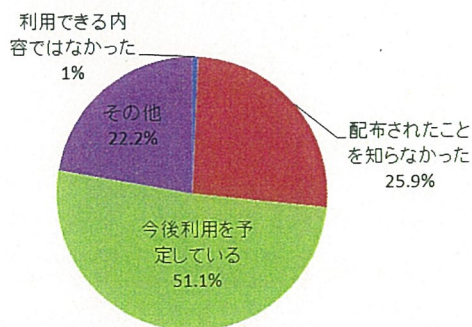
※県では、平成 23 年度に子どもの頃から健康課題（「たばこ」「食生活」「生活習慣・歯」「生活習慣・すい眠）について正しい知識を獲得することを目的とした DVD「ひろみちお兄さんと調べよう！健康ってどんなこと？」を作成し、奈良県内の公立・国立・私立小学校の 5，6 年全クラス、特別支援学校、市町村教育委員会、教育研究所、保健所、市町村保健衛生主管課に配布しました。

DVD の利用割合



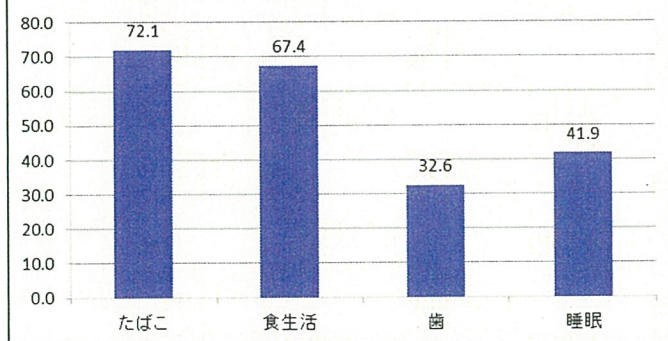
県が作成し、県内小学校 5 年生・6 年生の全クラスに配布した DVD「ひろみちお兄さんと調べよう！健康ってどんなこと？」の利用について、利用したことが有ると回答した小学校が 21.0%、利用したことが無いと回答した小学校は 64.4%であった。

DVD を利用しなかった理由



DVD を利用しなかった理由は、「今後利用を予定している」51.1%、「配布されたことを知らなかった」25.9%、「その他」22.2%の順であった。

利用された DVD のテーマの割合



DVD を利用した際、用いたテーマは「たばこ」72.1%、「食生活」67.4%が多く、ついで「睡眠」41.9%、「歯」32.6%であった。

H25年度調査において建物内禁煙を実施できていない
市町村庁舎(議会棟を除く)の禁煙化の現状

資料7

建物内禁煙 未実施市町村	H25年4月調査時に建物内禁煙を 実施していない理由	H26年1月現在の現状	
大和郡山市	喫煙室を設置し、分煙について一定の措置を講じているため	×	・4月の照会時と変わりなし。
斑鳩町	喫煙室を設置し、分煙について一定の措置を講じているため	×	・平成26年4月1日より庁舎内禁煙を実施予定。(議会フロア除く) ・現在、準備中。
明日香村	建物内ではタバコを吸っていない。役場裏口付近でタバコを吸っている状況がある。喫煙者に対して啓発は実施している。	○	<p>・以前の喫煙場所は、庁舎裏玄関外ドアの横で喫煙しており、建物外であっても煙が流入していたことの保健所から指摘があったので、「ドア付近では喫煙しないこと」の周知を職員に行った。また、灰皿代わりに利用していたバケツの撤去も行った。</p> <p>・庁内課長会議において、保健所から情報提供行った「受動喫煙防止の徹底」の通知文と県内不完全分煙の市町村庁舎リストの新聞記事を提示して、話し合いを実施。再度、建物内禁煙の徹底と喫煙場所撤去について職員に周知を行った。</p> <p>・職員からの意見や住民からのクレームもなく、現在は建物内禁煙の徹底が<u>出来ている。</u></p>
河合町	職員の喫煙率が高いので、事務フロアの禁煙(平成25年4月1日～喫煙室撤去)から建物内禁煙、敷地内禁煙と段階的に実施を考えている。	×	<p>・4月照会時と変わりなし。平成25年4月1日～執務室での喫煙は不可。</p> <p>・地下車庫の資材置き場の一部解放スペースの窓付近に灰皿を設置されている。</p>
野迫川村	業務時間内に通路、その他の屋外での喫煙する職員の姿が目立つとの住民からの指摘により、庁舎裏側で別棟になっている現業職員控え室または宿直室を喫煙場所としている。	×	<p>・4月照会時と変わりなし。庁舎別棟の現業職員控え室または宿直室に喫煙場所あり。</p> <p>・平成26年1月30日に保健所が庁舎の喫煙場所を確認し、庁舎内禁煙化について再度理解を求める予定。</p>